離婚協議書(案)

第1条 (離婚の合意等)

夫 x x x x (以下「甲」という)と妻 x x x x (以下「乙」という)は、本日限り協議離婚する(以下「本件離婚」という)ことを合意し、本件離婚に伴う給付等について以下のとおり合意した。なお、本件離婚の届出については、甲が署名押印した届出用紙を乙に交付し、乙は本公正証書作成後30日以内に本件離婚届を提出するものとする。

第2条(自宅の売買契約)

甲は乙に対し、本件離婚に伴い、売買を原因として別紙物件目録記載の1[本件不動産]の自宅土地建物(以下、「本件不動産」という)の所有権を乙に譲渡することとし、所有権移転登記手続をする義務のあることを認める。

第3条(住宅ローン等の完済)

- 1 甲は、本件不動産取得の際に株式会社××××銀行××××支店(以下、単に「××××銀行」という)から住宅ローンとしてXX年XX月XX日付金銭消費貸借契約に基づいて借り受けた債務(別紙物件目録記載の「本件不動産の抵当権」にて担保設定済)が存在する。
- 2 甲は、前項記載の本件ローン残債務全額を、前条の乙から甲への本件不動産の売買代金をもって完済する。
- 3 乙は、前条の売買代金を、金融機関から金銭を借り入れてこれを支払う。
- 4 甲は、前各項の手続きを成立させるために、住宅ローンの完済手続きに協力する ことを確約する。

第4条(本件不動産の所有権移転登記)

- 1 甲は、乙が新たな金融機関からの住宅ローンの借入れの承認を得られたときは、 すみやかに本件不動産の甲の所有権について、売買を原因として乙に移転登記すると ともに、甲の住宅ローン担保する、xxxx保証株式会社の抵当権を抹消しなければ ならない。
- 2 前項の登記申請手続きの時期は、乙の新規住宅ローンに関する抵当権設定登記手続きと同時に行うものとする。

第5条(固定資産税の負担)

甲は、令和5年度分までの固定資産税を負担し、令和6年度分からは乙が負担する ものとする。

第6条(金員の財産分与)

- 1 甲と乙は、甲名義の資産(預貯金、積立NISA、株式投資信託、確定拠出年金、保 険積立金、婚姻期間内における見込退職金等。以下、「固有資産」という)の内、 3項に定める預金口座以外の全てについて、甲の所有とすることについて合意し た。
- 2 甲と乙は、乙名義の固有資産の全てについて、乙の所有とすることについて合意 した。
- 3 乙は甲に対し、本件離婚に伴う財産分与として、甲名義の夫婦共有預金(XX銀行XXX支店、普通口座XXXX)の総額を分与することで合意した。

第7条(自動車の財産分与)

甲は乙に対する財産分与として、甲名義の「別紙物件目録」3記載の自動車を乙名 義に変更した上で、XX年XX月XX日限り、乙に譲渡することに確約する。手続き 費用は甲の負担とする。

2 乙は名義変更後、自動車保険契約満了日(XX年XX月XX日)もしくは、本件離婚届提出後、速やかに自動車保険を甲から乙に変更する。

第8条(その他の財産)

本協議書において取り決めのない財産については、甲名義もしくは甲が占有するものについては甲の所有とし、乙名義もしくは乙が占有するものについては乙の所有とすることについて双方異議を唱えないものとする。

第9条(年金分割)

甲と乙は、今後、本件離婚に伴う対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求についての厚生年金保険法第78条の2第2項の請求すべき按分割合に関する調停・審判の申立てを互いに行わないことに合意した。

第10条(手続き費用の負担)

本件離婚に伴う手続き費用(離婚協議書、金銭借用書の作成ならびに登記手続きに 関する費用、金融機関に支払う印紙代、保証料等)は、全額甲が支払う。

第11条(通知義務)

甲及び乙は、本公正証書に関する給付が終わるまでの間、電話番号、メールアドレス、LINE ID等の連絡手段を変更したときは、直ちに相手方に通知し、互いに連絡がつく環境を維持することを合意した。

第12条(協力事項)

甲及び乙は、本条項に定めるものの外、私的公的にかかわらず相手方の協力を得てすべき手続きについては、互いに協力することを確約する。

第13条(清算事項)

(乙)

甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもって全て解決したものとし、今後、慰謝料 等名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求をしない。

また、甲及び乙は、本公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に 確認する。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通 を 保有する。

〇年〇月〇日

(甲)		
	住所:	
	氏名:	印

住所: 氏名: 印